

令和 7 年 9 月 2 日

保育園
小規模保育事業
事業所内保育事業

} 代表者 様

幼保運営課長

保育園等における定員を超過した受け入れについて

平素より、本市保育行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

定員を超過した児童の受け入れについて、給付費・保育提供の適正を図る観点から、令和 2 年 7 月 28 日通知「保育園等における定員を超過した受け入れについて」により、各区における入所調整について基本的な取り扱いをお示ししておりましたが、令和 7 年 4 月 11 日付こども家庭庁発出の通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」に基づき、下記のとおり取り扱いを変更いたしますので、ご丁知のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、本取り扱いについては、保育の需要と供給の状況を踏まえ、今後、変更があり得ることを申し添えます。

記

1 受け入れ人数の考え方

(1) 原則

- ・ 毎月の受け入れ人数については、利用定員の 120% 未満となることを原則とする。
- ・ 但し、やむを得ない特段の事情により、要保護児童を入所させる必要がある場合はこの限りでない。

2 受け入れ人数が利用定員の 120% 以上となる場合の取扱い

- (1) 新たな受け入れは実施いたしません。なお、市ホームページに毎月公表する受け入れ状況表の受け入れは「×」とします。
- (2) 現に入所する児童については、上記「受け入れ人数の考え方」を適用することで退所にならないよう配慮し、継続入所を可とします。
- (3) 受け入れに係る調整は、園の所在する区のこども家庭課が行います。

3 定員超過による給付費の減算について

- (1) 連続した 2 年度間常に 2・3 号認定の合計定員を超えており、かつ各年度の年間平均在所率(※)が 120% 以上の状態にあると公定価格が減算となります。

※年間平均在所率：各月の初日の 2・3 号認定の子どもの数の総和を、各月の初日の 2・3 号認定の利用定員の総和で割って計算。

- (2) 利用定員の変更を実施した場合は、減算調整を解除します。

なお、利用定員変更日が月の初日の場合は変更実施月から解除するものとし、変更日が月の途中である場合は、変更月の翌月から解除するものとします。

(3) 利用定員の変更を行わない場合は、1号認定から2号認定への認定変更を含む新規入所を停止いたします。年間入所率が120%未満になると判断した場合は、「年間入所率が120%未満となった月」に遡り減算調整を解除いたします。

(ただし、年度末において、年間入所率が120%以上となる場合は再度減算を適用します)

(4) 減算解除月以降、当該年度末までの期間については、120%未満の入所率を維持するため、許容できる入所可能児童数を整理のうえで、年間入所率が120%未満に収まると想定される範囲内での新規入所は可能とします。

(5) 減算対象の年度中に年間平均入所率が120%未満を下回ることが困難な場合は、次年度4月時点の入所率が120%未満となるよう、一斉入所時に必要な調整等を行います。

4 本通知の適用日について

(1) 受け入れ人数の調整について

令和7年10月分の入所選考から適用

(2) 給付費の減算に係る運用について

令和7年度4月分から適用

<問い合わせ>

■入所調整に関すること

管 理 班：043-245-5726

■給付費に関すること

助成第2班：043-245-5735